

障害者支援施設白鷹陽光学園事業計画

1. 基本方針

ご利用者一人ひとりが心豊かで快適な生活が送れるように、それぞれの意思及び人格を尊重し、ご本人の意向に最大限配慮した個別支援計画を立案することで、多様なニーズに適切に対応できる福祉サービスを提供します。

2. 重点事項

- (1) 当施設の「中期計画（令和2年度～令和4年度）」に基づき、生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援、それぞれの事業の安定かつ計画的な経営に努めます。
- (2) 障害の程度や身体機能の低下等に関わらず、個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、日常生活上の支援、社会活動へ積極的に参画できるような支援を行います。
- (3) ご利用者の安心と快適性を向上させるための環境整備を継続し、加齢に伴う身体機能低下など個々の状態に対応できる生活環境の改善を図ります。また、老朽化した作業棟を全面改築し、併せて地域交流棟外部改修工事も計画し、生きいきと充実した活動ができるように整備します。
- (4) 日々、個人の尊厳と権利擁護には特段に配慮し、人権侵害や虐待等のない支援を行うと共に障害者差別解消法に基づき、不当な差別や必要かつ合理的配慮への対応などを、積極的に推進して行きます。
- (5) 公共性の高い地域の福祉施設として関係機関との協力体制を図り、地域社会との連携や地域貢献にも積極的に取り組みます。
- (6) 災害に強い施設づくりを目指し事業継続計画（BCP）を策定すると共に、職員に対する安全衛生管理体制の充実を図ります。
- (7) 特定相談支援事業所としてご利用者やご家族からの要望に沿った、計画的かつ継続的な福祉サービスに繋がるように情報提供を行います。

3. 具体的取り組み事項

(1)生活介護事業

①生活介護支援サービス

- ・食事、排泄、入浴等や相談等のあらゆる機会に応じて必要な支援を行います。
- ・健康管理に努め、心身ともに健康な生活が送れるように支援します。
- ・個別支援計画に基づき、ご利用者の特性に配慮しつつ充実した生活が送れるように支援します。また生活習慣を確立し地域社会へ適応できるように、社会生活力を高めて行きます。

②日中活動サービス（施設作業支援、就労支援）

- ・個別支援計画に基づき、5つの作業班での活動を支援し、メリハリある生活を送れるよう支援します。
- ・リハビリテーション、ウォーキング、軽運動等を行い身体機能の維持増進に努めます。
- ・自然の中に身を置くことで肉体的や精神的に効果が得られることから、畑の活用の充実を図ります。種をまき苗を植え、収穫を喜びながら楽しく味わう。食育にも繋げて行きます。
- ・菓子作りや外注作業、ピーズやマッチングなど、ご利用者の特性にあった作業を提供する

と共に、収穫した野菜を加工して新たな作業や食品開発に向けて取り組んでいきます。

- ご利用者の就労（実習）先の開拓や農業と福祉、芸術と福祉が結びつく企画により、就労支援や芸術発表会参加など積極的に取り入れていきます。

③社会参加支援（棟、クラブ活動等）

- 年間計画に基づき外出の機会を設定し、各棟と作業活動班で園外活動を各1回、その他全体外出を2回実施し、年間計4回実施します。その他個別の外出は随時実施します。
- スポーツやレクリエーション、農作業や文化活動等のクラブ活動を実施し自分らしい生活が送れるように支援します。
- 一人ひとりの個性を考慮しながら外出の機会を増やし、社会参加の促進に努めます。

④地域行事支援

- 地域で開催される各種イベントや、保育園・小学校・中学校の行事等への参加を支援します。
- 障害者への理解促進に向け、近隣地域のサロン等に積極的に参加し啓蒙活動を行います。
- 地域の農家と連携して農作業の体験や手伝いなど、社会貢献活動として企画していきます。

⑤ボランティア活動支援

- 地域へのボランティア活動（公民館開催行事や保育園行事など）に積極的に参加します。
- 外部ボランティアを積極的に受け入れ、ご利用者との交流を図ります。

(2)施設入所支援事業

①居住支援

- 生活介護日以外及び夜間において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援を行い安心した生活を送れるよう支援します。
- 清掃・洗濯・整理整頓など居住環境を清潔に保ち気持ちよく生活できるように支援します。
- 居住空間の環境整備と衛生環境に注意を払い、快適な居住空間で過ごしていただけるよう支援します。

②余暇活動支援

- 毎月棟ごとの余暇活動を計画実施し、生活に変化と潤いを持てるよう支援します。
- 個別支援計画書に基づき、ご利用者個々人の余暇支援を行い、趣味や興味、特技を生かした活動ができるよう支援します。
- 地域の方々から協力を頂き、収穫した作物を使用したイベント（芋煮会等）を実施し家事支援に繋げていきます。

③地域生活支援

- 各種イベントを通して地域の方や他福祉事業所との交流を図り、生活に変化と広がりを持てるよう支援します。
- 各種活動を通して、自主性や社会性を補うとともに地域生活移行への足がかりとなるよう支援します。

④本人活動支援

- 本人活動「くじゃくの花の会」に支援スタッフを配置し、ご利用者独自の活動が円滑に運営できるよう支援します。
- 障害者の権利や、ご利用者自身にかかわる制度（障害者総合支援法、虐待防止法など）を

学ぶ機会として、当事者向けの各種大会への参加を支援します。

・地域へのボランティア活動（缶拾い・ゴミ拾いなど）を行います。

(3)短期入所支援事業（ショートステイ）

居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とするご利用者に入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

(4)日中一時支援事業

生活介護休業日の日中において、一時的に見守りが必要なご利用者に、日中における活動の場を確保します。

(5)特定相談支援事業

ご利用者からの依頼を受けて、ご利用者に対し障害者総合支援法令及びその他関係法令の趣旨に従って、サービス利用計画等の作成を支援します。

(6)健康管理について

- ①心身共に健全な生活が送れるように、日々の観察と定期健康診断を年2回実施し、異常の早期発見に努めます。また、異常があった場合や医療行為が必要になった場合は、医師の指示のもと安全に治療が受けられるように支援します。
- ②医療機関において治療が必要な場合には、ご利用者及びご家族の意向に沿って、治療が受けられるよう支援します。
- ③学園で看取りを希望されたご利用者には、ご家族やご利用者の意向に沿った生活が送れるように嘱託医と連携を図りながら支援します。
- ④歯科検診の実施と歯科衛生士による口腔ケアの指導を受け、口腔機能の維持、向上に努めます。
- ⑤ご利用者の加齢に伴い起こりうる生活習慣病・身体的機能の衰えに関しては、個別計画のもと支援に努めます。
- ⑥感染症予防対策では、嘱託医による研修や嘔吐物処理研修を行い施設全体で感染予防に努めます。また、罹患者が発生した場合は、すみやかに嘱託医の指示のもと集団感染を最小限に止めるよう努めます。
- ⑦緊急時に備え、救命救急の訓練を行い、技術を習得し、ご利用者の安全管理に努めます。

(7)栄養管理・食事提供について

- ①ご利用者の健康維持、増進を図るため栄養バランスのとれた食事を提供し、生活習慣病の予防に努めます。
- ②嘱託医の指示のもと食事療法の必要なご利用者に栄養指導及び啓蒙に努めます。
- ③栄養支援計画書を基に連携を図りながら健康状況を把握し、ご利用者の健康維持に努めます。
- ④食品衛生に細心の注意を払い、衛生的で安全な食事を提供するよう努めます。

(8)生活環境・設備整備について

- ①障害を持つご利用者の特性に配慮した環境整備を継続的に行い、より家庭的な雰囲気の中で安心して暮らしていただける生活空間作りを目指します。
- ②老朽化した作業棟を改築し、安全で作業がしやすい環境整備に努めます。
- ③その他、学園敷地内外で必要となる施設整備や、備品の更新など適宜行います。

(9)地域との連携について

- ①福祉活動の拠点として、地域貢献に努めます。
 - ・ 地域と連携した行事を継続的に計画し、「共生の社会」の拡大に努めます。(夏祭りなどの行事に、同町内の障害者支援事業所のご利用者の参加交流等)
 - ・ 広報「葉山」を継続して発行するとともに、ホームページは随時更新に努め施設の情報やご利用者の活動状況等の積極的な広報に努めます。
 - ・ 地域交流ホーム「キャッスルさくらんぼ」の外部改修を目指し、今以上、地域の方々が学園に来ていただけるような、新たな交流事業を企画して行きます。
 - ・ 施設の設備(グラウンド、体育館等)、備品等を有効活用し、保護者や地域住民との共催行事を行います。さらに、施設や備品の貸し出しにより、地域との交流を図ります。
- ②ボランティアの積極的な受け入れと、ご利用者や職員が社会に貢献できるボランティア活動を行います。
- ③地域の方々との交流を深めるとともに、障害者への理解を深めて頂くために、地域行事やサークル活動に積極的に参加します。
 - ・ グループホーム「陽だまり」に隣接する建物「たんぼぼ」を活用し、ご利用者の方と交流を図りながら、地域の方が気軽に憩いの場として使用できるよう企画運営を行います。
- ④白鷹福祉会西協力会、同災害救援協力隊との連携を深め、地域の諸行事や活動に参加するとともに、災害時にも協力し合える体制の充実に努めます。
- ⑤近隣の小中学校の文化祭へ参加し、作業技術指導等を行います。

(10) 保護者等との連携について

- ①ご利用者の個別支援計画については、ご本人や保護者等の思いをくみ取り、より充実した支援計画を作成し日々の支援に反映して行きます。
- ②定期的にご利用者の生活記録を保護者等へ郵送し、信頼関係の維持構築に努めます。
- ③保護者等からの建設的な意見などは、学園運営に積極的に取り入れて行きます。
- ④預かり金の管理を厳正にするとともに、その出納明細を定期的に報告します。

(11) 職員の職業倫理と資質向上について

- ①「個人が尊厳をもって、その人らしく自立した生活が送られるよう」ご利用者の安全と人権・権利擁護を徹底する姿勢を貫きます。また、権利擁護委員会を開催し、定期的な検証を行うとともに、虐待のない施設運営に努めます。
- ②行動規範自己チェックを年度内に2回実施し、振り返りと気づきの機会をもちながら職員の資質向上を図ります。

- ③ご利用者の支援記録は観察結果にとどまらず、協議内容や保護者、関係機関との話し合いの内容も明確に記録し保存します。
- ④職場内研修や外部研修へ参加し、専門的知識を習得して施設職員としての資質の向上を図るとともに、各種福祉資格の取得に努めます。サービス改善向上委員会において、職員の資質向上のための研修会を企画、実施します。
- ⑤苦情解決第三者委員制度と東京都福祉サービス第三者評価の受審を継続し、ご利用者により満足していただけるサービスの提供に努めます。

(12) 関係機関との連携

- ①障害福祉関係機関との連携を図ります。
- ②当施設の開催行事等を通じて、町内の障害福祉サービス事業所「こぶしの家」や中学校・高等学校などと交流を促進します。

(13) 地域貢献への取り組み

- ①学園行事である陽光まつりや夏祭り等を通して、同町内障害者支援事業所のご利用者を招待し、利用者や職員との交流を深めて行きます。
- ②地域の障害者等への憩いの場として、グループホーム隣接「たんぽぽ」を提供します。
- ③学園が持つ人材や施設・設備などの資源を活用し、地域拠点の一つとして緊急災害時を問わず地域の方への貢献活動の普及促進を図ります。
- ④障害者雇用の推進を図ります。